

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年12月9日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	中央制御室の非常用換気系のファンを起動させ、中央制御室の空気流入量測定作業を行っていたところ、中央制御室とタービン建屋1階（管理区域）にあるケーブル貫通部にシール不良箇所（2箇所）を発見し、当該部より中央制御室（非管理区域）へ空気が流れ込んでいることが認められたため、シール部材の充填等を行い、気密性の復旧を図る。 調査の結果、当該部に放射性物質は確認されなかった。 本事象による外部への放射能の影響はない。	G II	12月9日公表済 (PDF148KB)

その他：14件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉格納容器冷却海水系熱交換器（B）入口弁の弁蓋フランジ部より海水の微量リーク（15秒間に1滴程度）が認められたため、当該部を点検・修理	G III	
2	2号機	非常用ディーゼル発電設備（A）ディーゼル機関付潤滑油ポンプの出口側圧力指示計用検出配管の取付座部より油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	G III	
3	2号機	原子炉格納容器雰囲気モニタ系のモニタ校正用水素ガスボンベからのガス供給配管（フレキシブルチューブ）より水素ガスの微量リーク（かに泡程度）が認められたため、当該配管を交換	G III	
4	4号機	中央制御室換気空調系空調機の外気取入口温度スイッチの点検において、精度外れが認められたため、当該温度スイッチを交換	G III	
5	4号機	原子炉建屋及びタービン建屋内照明用分電盤の点検において、負荷側回路（3箇所分）に絶縁抵抗値の低下が認められたため、原因調査後、対応検討	G III	
6	4号機	原子炉建屋内照明用分電盤の点検において、負荷側回路（3箇所分）に絶縁抵抗値の低下が認められたため、原因調査後、対応検討	G III	
7	4号機	原子炉建屋5階の放射線管理区域（C区域）での作業を終了した協力企業作業員が、当該区域から退域する際、同区域内での専用作業服の脱衣を失念し、サービス建屋の汚染検査所まで移動したことが認められたため、当該作業員の身体及び移動経路の汚染検査を実施し、汚染なしを確認及び対応検討	G II	
8	4号機	廃棄物処理系濃縮廃液貯蔵タンク（A）の蒸気式加熱器入口弁の駆動用電磁弁よりエアリークが認められたため、当該電磁弁を点検・修理	G III	
9	5号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（34-31）のスクラム入口弁グランド部より水のリーク（20秒間に1滴程度、汚染なし）が認められたため、当該部を点検・調整	G III	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
10	6号機	主蒸気隔離弁漏えい抑制系の爆破弁（D～H：計5台）の交換に伴う動作確認用として、同弁（E）を使用するよう購入仕様書で要求していたところ、誤って同弁（D）を使用したことが認められたため、対応検討	G II	
11	6号機	原子炉格納容器内露点温度計において、表示画面用ミラーの清掃または調整を要することを示す状態表示コードが表示されたため、当該露点温度計を点検・調整	対象外	
12	集中環境施設	可燃性雑固体廃棄物焼却炉（A）廃油供給配管用ストレーナの点検において、同ストレーナ上蓋締付け用ボルト（全8本）に摩耗が認められたため、当該ボルトを交換	G III	
13	集中環境施設	可燃性雑固体廃棄物焼却炉の排ガス放射線モニタ（A）用サンプリングポンプ（A）に性能低下によると推定されるサンプル流量の低下が認められたため、当該ポンプを点検・修理	G III	
14	その他	「修理工事の計画・実施」に係る承認済みの緊急承認書において、承認権限の間違いが認められたため、対応検討	G II	